



# 介護広場



第34号  
2011 March  
平成23年3月15日



いろいろな出会いがありました

記念すべき広報第1号は、介護保険制度が始まった平成12年3月に発行されました。第15号から広報紙の名前が、公募により決まった現在の「いきいき介護広場」に変わっています。

これからも、市民の皆様へのより良い介護情報誌であるよう、誠意努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。



## 主な内容

- 介護保険制度が11年目を迎えました ..... 1
- 平成23年度一般会計・特別会計当初予算 ..... 2
- 高額医療・高額介護合算療養費申請について ..... 3
- 保険料の納め方について ..... 4
- 介護予防講座「認知症を予防するために」 ..... 5
- 第34回広域連合議会定例会 ..... 6
- 広域連合News ..... 7



こんにちは！坂井地区  
介護保険広域連合です。

現在の事務所は、坂井市坂井町上兵庫  
40-15 (NOSAI福井・坂井支所2階)  
にあります。  
赤いコカ・コーラの看板が目印です。

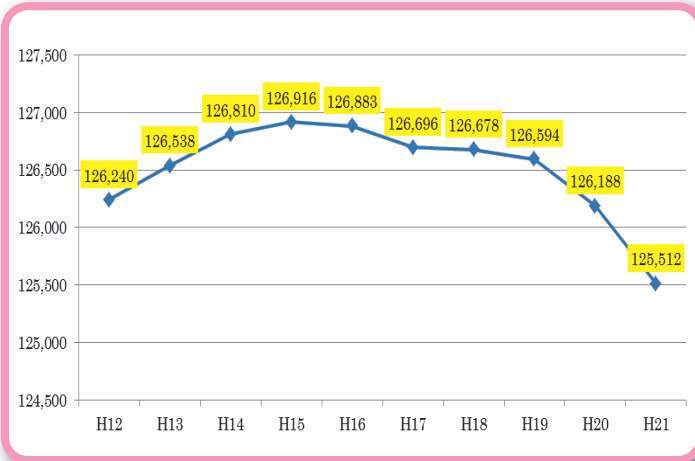
# 介護保険制度が始まって11年目を迎えました!

「介護が必要になっても、住みなれた地域や住まいで、自らサービスを選択し、自らの能力を最大限発揮して、尊厳ある自立した生活を送りたい。」

介護保険制度は、このような高齢者の希望を叶えるべく平成12年4月より始まりました。それから10年が経過した現在、介護保険制度を取り巻く環境は大きく変わってきています。坂井地区介護保険広域連合の10年前の数字を比較しながら、現状をお知らせします。

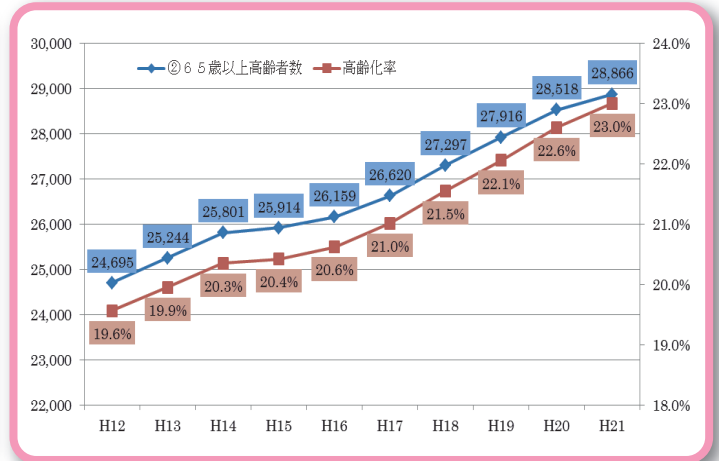
## ① 人口総数の推移

人口総数は、H12と現在を比較すると、728人減少しています。



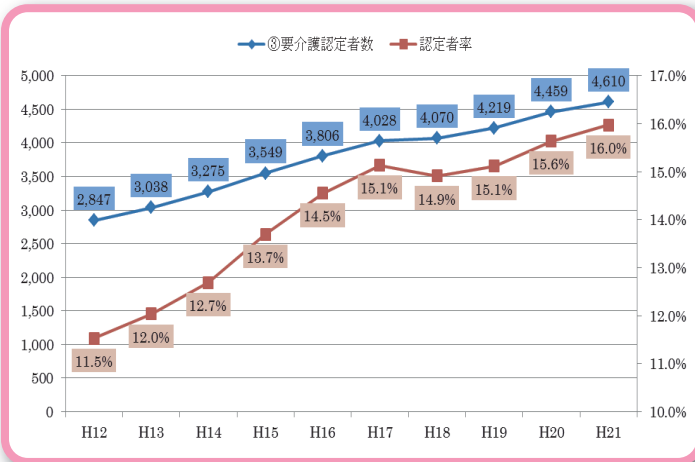
## ② 65才以上被保険者数の推移

65歳以上の被保険者数は、H12と現在を比較すると、4,171人増加しています。



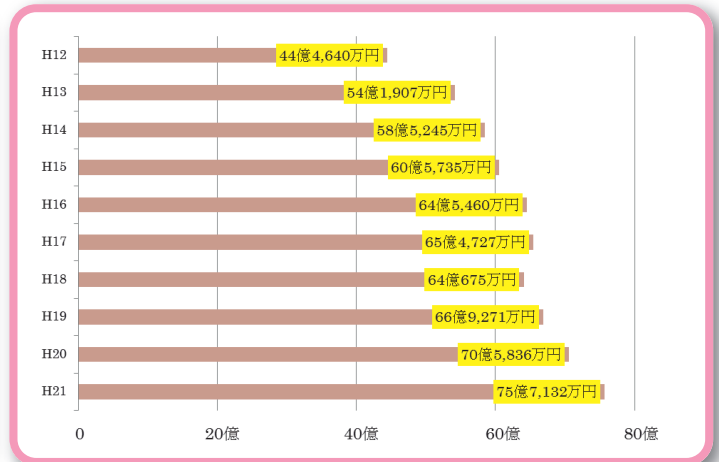
## ③ 要介護(要支援)認定者数の推移

要介護(要支援)認定を受けた者は、H12と現在を比較すると、1,763人増加しています。



## ④ 介護給付費の推移

各種介護サービスの対価として支払われる介護給付は、H12と現在を比較すると、31億2,492万円増加しており、約1.7倍となっています。



## ⑤ 第1号被保険者介護保険料(基準月額)の推移

※介護保険料は3年ごとに改定

65歳以上の方が納める介護保険料(基準月額)は、平成15年および平成18年の2度の改正を経て、現在は4,100円となっています。

	平成12~14年度	平成15~17年度	平成18~20年度	平成21~23年度
介護保険料	3,200円	3,600円	3,900円	4,100円

介護保険制度は、この10年間ですっかり定着した感がありますが、サービス利用者の増加に伴い、介護給付も増加するという新たな問題が出てきました。今後ますます高齢化が進んでいく中で、それに伴う給付費の増加は必至であり、引き続き持続可能な制度としていくため現在、国において見直し作業が進められています。坂井地区介護保険広域連合としても、今後もより良い介護保険業務の運営に努めてまいります。

平成23年度

# 当初予算

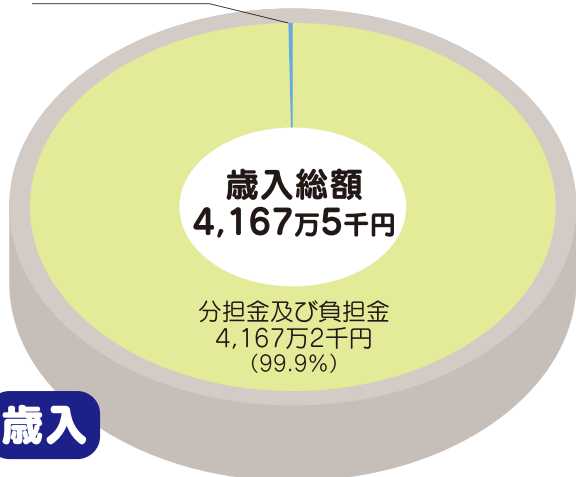
平成23年度坂井地区介護保険  
広域連合一般会計及び介護保険  
特別会計の当初予算について、  
その概要をお知らせします。

## 一般会計

総額 **4,167万5,000円**

一般会計は、広域連合の  
組織運営のための会計で  
す。

その他諸収入等  
3千円 (0.1%)

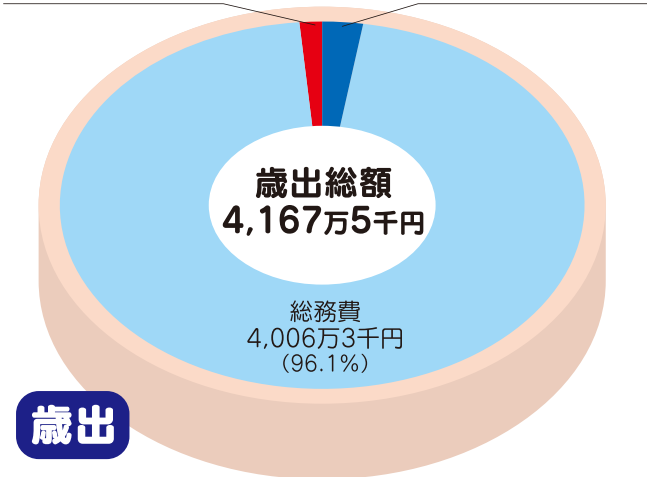


### 歳入

構成2市(あわら市・坂井市)からの負担金が99.9%を占めています。

諸支出金等  
50万1千円 (1.2%)

議会費  
111万1千円 (2.7%)



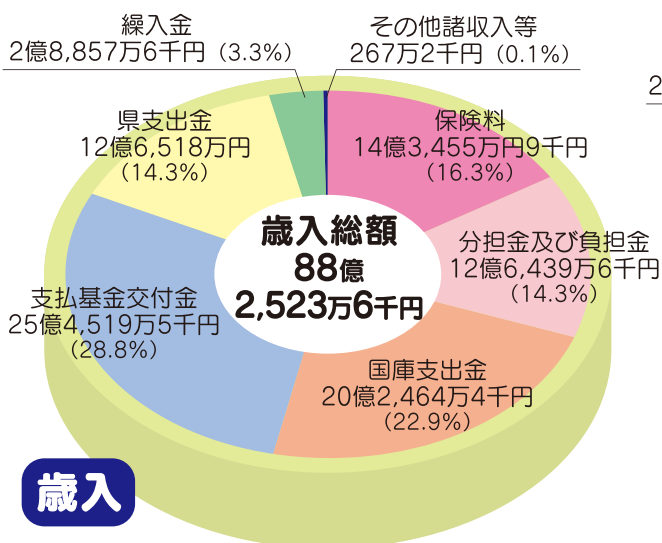
### 歳出

議会費111万1,000円(2.7%)、総務費4,006万3,000円(96.1%)などです。総務費の主な内容として、広域連合の運営に係る一般管理費3,551万円、ネットワーク機器の維持管理に係る情報管理費418万8,000円などを計上しました。

## 介護保険特別会計

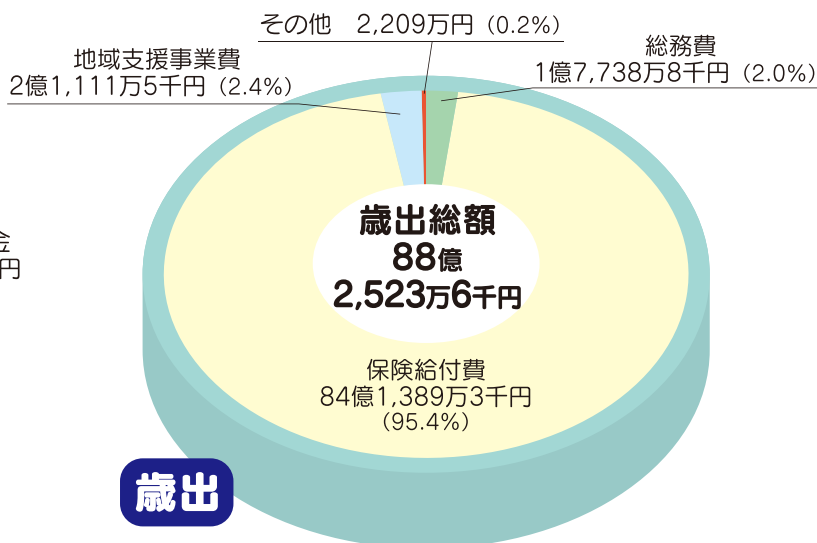
総額 **88億2,523万6,000円**

介護保険特別会計は、広域連合の主な事業である介護保険事業のための会計です。



### 歳入

65歳以上の方から納入される介護保険料が全体の16.3%、構成2市(あわら市・坂井市)からの負担金が14.3%、国庫支出金が22.9%、支払基金交付金(40歳以上65歳未満の方から納入される保険料)が28.8%、県支出金が14.3%、基金からの繰入金(保険給付費に充てる財政調整基金繰入金と低所得者利用者負担対策事業等に充てる介護福祉推進基金繰入金)が3.3%です。



### 歳出

総務費の内容としては、一般管理費1億1,705万7,000円、賦課徴収費1,108万円、介護認定審査会費1,395万2,000円、認定調査費3,109万7,000円、趣旨普及費(広報誌作成費)347万6,000円、第5期介護保険事業計画策定に係る経費49万8,000円を計上しました。予算の大部分を占める保険給付費では、介護サービス等諸費として、居宅介護サービス給付費29億4,968万4,000円、地域密着型介護サービス給付費13億658万円、施設介護サービス給付費32億円等の総額84億1,389万3,000円を計上しています。これは、対前年比2.7%の伸び率(2億2,217万6,000円の増額)となっています。

# 高額医療・高額介護合算療養費の申請受付が始まっています

同じ世帯、同じ医療保険加入の被保険者の方全員が、1年間(毎年8月から翌年7月まで)にかかった医療保険と介護保険、両方の自己負担の合計額が、一定の上限額(世帯員の年齢や所得によって異なります)を500円以上超えた場合、申請すると超えた分が支給されます。

## 以下の負担は、高額医療・高額介護合算制度の対象となりません!

- 住宅改修費または福祉用具購入費の1割負担分
- 施設サービス等での食費・居住費(滞在費)、その他日常生活費
- 入院時の食事代や差額ベッド代
- 要介護状態区分別の支給限度額を超えてサービスを利用したときの利用者負担
- 高額療養費・高額介護サービス費として返還された分



## 国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入の方

各医療保険担当課より、平成21年分の高額介護合算療養費の支給見込みの方には、お知らせの通知が送付されています。今一度ご確認の上、申請がまだの方は**医療保険担当課**へ申請書の提出をお願いします。

- ① 各市役所の**医療保険の担当窓口**に「支給申請兼自己負担額証明書交付申請書」を提出します。
- ② 支給額が確定後、医療保険と介護保険それぞれから、みなさんに支給される額が通知され、支給されます。

## 上記以外の医療保険に加入の方

- ① 各市役所の**介護保険の担当窓口**に「支給申請兼自己負担額証明書交付申請書」を提出します。
- ② 後日、坂井地区介護保険広域連合より「介護保険自己負担額証明書」を交付します。
- ③ ②でもらった「自己負担額証明書」を添付して、加入されている医療保険へ支給の申請をします。
- ④ 支給額が確定後、医療保険と介護保険それぞれから、みなさんに支給される額が通知され、支給されます。

※ 高額介護合算療養費は、計算期間の最終日の7月31日(死亡した場合は死亡日)より2年経過すると時効を迎え、請求できなくなります。お早めにお手続きをお願いします。

## 問い合わせ先

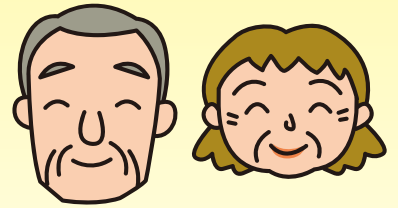
### <介護保険担当課>

あわら市役所健康長寿課	TEL:73-8022
坂井市役所健康長寿課	TEL:50-3040
坂井市役所各総合支所福祉課	
三国総合支所	TEL:82-8903
丸岡総合支所	TEL:68-0805
春江総合支所	TEL:51-9404
坂井総合支所	TEL:50-3063
坂井地区介護保険広域連合	TEL:72-3305

### <国民健康保険・後期高齢者医療担当課>

あわら市役所健康長寿課	TEL:73-8023
坂井市役所保険年金課	TEL:50-3031
坂井市役所各総合支所市民課	
三国総合支所	TEL:82-8902
丸岡総合支所	TEL:68-0803
春江総合支所	TEL:51-9403
坂井総合支所	TEL:50-3062
福井県後期高齢者医療広域連合	TEL:54-6330





## 認知症 正しく知って、 みんなで支えましょう

その8

～認知症を予防するために～

### こころを元気にして認知症を防ぎましょう

#### ● くよくよしないで、明るい気分で生活をしましょう。

「できない」「どうせだめだ」といったマイナスの気持ちは脳の働きを低下させますが、「きっとできる」「だいじょうぶだ」という自信は、脳を活性化してくれます。過去や他人と比較しないことも大切です。



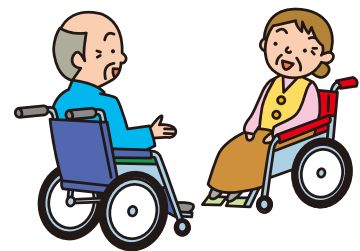
#### ● いつも若々しく、おしゃれを忘れずにいましょう。

洋服のおしゃれや化粧に気を配るといった外見のおしゃれだけでなく、家の中に花を飾ったり、楽しい気持ちで周りの人をもてなすといったおしゃれ心を忘れずにいることが、認知症予防の大切な要素です。



#### ● 人とのふれあいを大切にしましょう。

家族や友達、地域の人との交流をもち、脳の衰えの防止に努めましょう。家族の会話が、「めし」「風呂」「あれ」「それ」だけで終わったりしていないでしょうか？ 天気の良い日には、散歩に出ましょう。ほのかな花の香り、季節の移ろいを感じるなど、新しい発見は脳を刺激し、日々の生活の潤滑油にもなります。



### ☆笑う門には福が来る

笑っていると、気分が明るくなるだけでなく、血液の流れがよくなり脳が活性化し、免疫力も向上します。「別におもしろいこともないし…」という人は、ぜひ声を出して笑うマネをしてみてください。それだけでも効果はありますし、不思議なことに、実際に楽しくなってきましたか？



# 第37回 広域連合 議会定例会

第37回広域連合議会定例会が2月10日(木)にあわらし議場で開催され、平成22年度一般会計補正予算(第2号)などの5議案が原案どおり可決されました。



## 一般質問(要旨)

### Q 牧田孝男議員 「施設介護及び在宅事業について」

- ① 第5期事業計画に向けての現在の問題点は。
- ② 国は、施設介護を前提とした上でユニットケアを導入し、多床型の増床を認めていないが、いくつかの自治体からは要望があったと聞いている。当広域連合の場合はどうか。
- ③ 在宅ケア将来モデル事業地区に指定され検討されているが、その中味と進捗状況について。

### A 広域連合長

- ① 介護保険料と保険給付費のバランスが考えられる。保険給付費はH21年度決算額約76億円で、ここ3年間で約9億円の伸びを示し、今年度も80億円以上が見込まれる。介護保険料は、現在の第4期の全国平均4,160円が、第5期では5,200円になると国では試算されたが、被保険者の負担増とならないよう5,000円以下が望ましいと考える。  
地域密着型施設をはじめとする施設整備については、どのような介護サービスが求められているのか、次期計画策定にあたり検討していく必要があると考える。  
要介護認定者と元気な高齢者の方を介護保険制度の中でいかに共存させていくかも今後の課題で、高齢者の方が要介護とならないような取り組みを推進する必要があると考える。
- ② 国は、特養・老健施設整備に係る助成をユニット型施設に重点化すべき、との見解を示したところであり、県も計画の中で、個室・ユニットケアの採用が規定されている。以前より国、県に、多床室整備についても助成を受けられるよう要望してきたが、今後とも要望していく考えである。
- ③ 県と東京大学が総合長寿学について共同研究する事業の一つで、指定された坂井地区において在宅ケアの将来の在り方について実践検証を実施する、というのがこの事業の趣旨。  
実施経過は、昨年10月に県主催の在宅ケアシンポジウムの開催、坂井地区医師会や居宅介護事業所などのメンバーによる検討ワーキングの開催、在宅分野におけるグループ毎の検討ワーキングの開催を経て、より具体的な在宅ケアの手法等を検討している段階。  
今後の予定は、今年9月に在宅ケアの将来イメージをまとめ、10月より実践・検証に入る計画。

### Q 畑野麻美子議員 「坂井地区介護保険広域連合10年間の検証と課題について」

広域連合としての検証と課題についての総括をおこない、その上につたって広域連合の見直しを含め、在り方も検討すべきでないか。

### A 広域連合長

当広域連合が設立されて10年経過し、設立時に比べ制度も変革し、平成18年4月の法改正による地域支援事業の創設により、広域連合と構成市の関係がそれまで以上に密接な関係になった。当広域連合と構成市が一体的に事業を行っていくことは非常に重要であると認識しているが、広域連合と構成市はそれぞれ独立性を持った自治体であることから、それぞれの構成市が地域の特色を生かした介護事業を進めていくことが最も望ましいと考えている。当広域連合は、地域包括支援センター運営協議会、構成市担当課長会の実施を通じ、構成市間の情報交換の役割を果たす機関としても重要であり、今後によりよい連合運営を進めたいと考えている。

### Q 永井純一議員 「在宅介護について」

- ① これまで在宅介護が進まなかった問題点は。
- ② 広域連合としてこれからの在宅介護の推進について。

### A 広域連合長

- ① 介護サービスを利用している多くの高齢者の方は、住み慣れた家や地域でできるだけ長く暮らしたいと希望しているものの、重度化に伴って医療依存度が高まる一方で、特に夜間における居宅サービスが利用できないなど、結果として家族の負担が大きくなり、このことが施設入所希望者が増える要因の一つであると考えられる。
- ② 坂井地区が在宅ケア将来モデル地区に指定され、県を中心に検討され、今年10月からは実践・検証に入る予定である。今後、更に医療と介護が連携され、居宅サービスの充実が図れることを期待している。  
今後、国の動向を見極めながら、次年度に設置される第5期介護保険事業計画策定委員会の中で協議いただいた答申を踏まえ、高齢者ができるかぎり住み慣れた地域で自立した生活が続けていけるよう、各種施策を講じていきたいと考えている。

## 生活・介護支援サポーター養成講座

地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築し、地域住民で高齢者の生活を支え合う地域社会づくりを進めることを目的として、昨年8月より生活・介護支援サポーター事業が始まりました。

その役割を担う生活・介護支援サポーターを養成する講座（全7回）が2月16日より坂井市のハートピア春江で開催されています。

初回のこの日、32名の受講者の方は、坂井市役所の担当職員や坂井市社会福祉協議会の職員による「市内に暮らす高齢者の現状を知ろう」と題した講義に熱心に耳を傾けていました。

受講者の方は今後、養成講座の全課程を修了しサポーター登録を受けて、支援を必要としている高齢者宅を訪問することになります。

（※あわら市においては、1月29日から全5回の生活・介護支援サポーター養成講座が老人福祉センター「市姫荘」にて開催されました。）



## 介護保険事業者 ネットワークさかい研修会

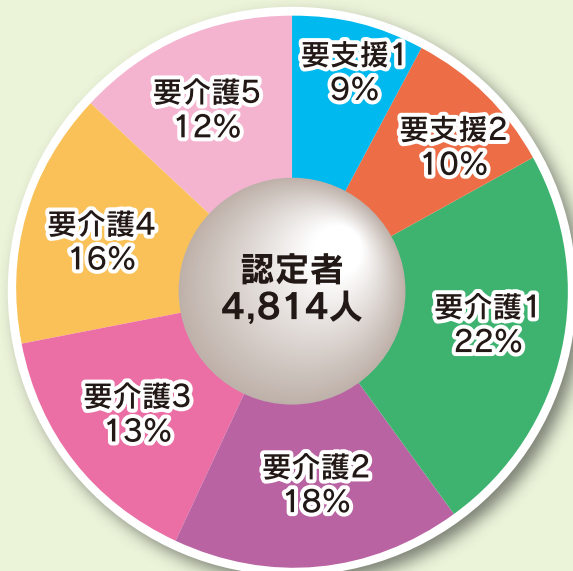
管内の介護保険事業者で組織された「介護保険事業者ネットワークさかい」主催の研修会が、2月26日さかい地域交流センター「いねす」で開催されました。

研修会には介護関係者および一般の方あわせて111名が参加し、講師の日本福祉大学健康科学部助教授 来島修志先生より「認知症の人に寄り添うケア～回想法を通してコミュニケーションを～」と題した講演がありました。

参加者の皆さんは、認知症の進行防止や治療に効果があると注目されている「回想法」について、メモを取ったり疑問点を先生に質問をしたりするなど、今後のより良い介護に向けて、熱心に聞いておられました。



## 要介護等認定者数の状況(平成23年1月末日現在)



	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
あわら市	134	121	297	203	169	222	152	1,298
坂井市	302	337	783	646	477	527	444	3,516
計	436	458	1,080	849	646	749	596	4,814

## 介護保険Q&A(要介護認定について)

- Q1** 要介護認定の申請はどこで行なうのですか？  
**A1** あわら市にお住まいの方は、あわら市役所健康長寿課、坂井市にお住まいの方は、坂井市役所各総合支所福祉課で申請を受付しております。
- Q2** 要介護認定申請に必要なものは何ですか？  
**A2** 介護保険被保険者証と所定の申請書（当広域連合ホームページにてダウンロードできます）が必要です。また、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方は、加入している医療保険の保険証も必要です。
- Q3** 家族だけで介護している場合でも、要介護認定を申請しなければならないのですか？  
**A3** 要介護認定は、介護サービスを利用するために行なうものです。サービスの利用を希望されない方は申請する必要はありません。

**編集後記**  
 今回、介護保険制度が11年を経過したことにあたり、表紙の写真には第1号から第33号の広報紙を載せてみました。広域連合の広報誌は年3回（3月・8月・12月）なので掲載する内容も毎回決まってしまうのですが、なるべく皆様に身近な情報を分かりやすく発信したいと考えております。（紀）